

NSP スイミングスクール

会 則

第1条 (名 称)

本スクールはNSPスイミングスクール日置B&Gという。

第2条 (位 置)

本スクールは鹿児島県日置市東市来町湯田3465-1におく。

第3条 (目 的)

水泳を通じて思いやりある青少年育成と、生涯学習事業の一環として地域社会のスポーツ振興を図ることを目的とする。

第4条 (スクール会員証)

- (1) スクール会員証でスクール以外の日にプールに入場することができます。
(入場の際は事務所窓口でスクール会員証を提出して下さい。)
- (2) 会員証の破損・紛失の場合は有料(1枚500円税込)にて再発行します。写真代含む。

第5条 (会 費)

- (1) 入会金・月会費は別に定めます。
- (2) 一旦納入された会費等は理由を問わず返還しません。
- (3) 月会費は前納とし、前月の25日までに指定袋にて納入してください。
- (4) 指定用品の水着・スイミングキャップを購入し参加してください。

第6条 (滞 納)

月会費の納入が3ヶ月連続して滞った場合、スクール参加を停止させて頂き退会扱いとします。退会の申し出が無い限り、在籍扱いとなり月会費が発生します。

第7条 (進級テスト)

- (1) 年に4回(6月・9月・12月・3月)行います。
- (2) 進級者には合格証を発行します。
- (3) 級が昇級した場合は指定のワッペンを購入してください。
- (4) 進級テストは原則として選択している曜日に受けてください。ただし、事前に欠席することが決まっている場合は、あらかじめ他の進級テスト日に振替するようにしてください。
- (5) 進級テスト当日に欠席された方は、進級テスト期間内に振替をしてください。

※進級テストの翌週まで通常練習中に進級テストを受けられることとします。

第8条 (休 会)

- (1) 休会とは病気や怪我で練習に参加できない場合をいい、休会期間は月初めから月末までの1ヶ月間とし最大3ヶ月間とします。
- (2) 休会する月の前月25日までに所定の休会届書を事務所へ提出してください。
- (3) 休会中は在籍料として、1ヶ月あたり 800 円を指定の月謝納入袋にて納入してください。

第9条 (コース変更)

- (1) コース変更とは練習する曜日・時間・練習回数を変更する場合をいいます。
- (2) コース変更するには変更希望月の前月25日までに所定の変更届出書を事務所へ提出してください。
- (3) コース変更には手数料200円が必要です。

第10条 (登録変更届)

住所・電話番号等を変更された場合は、登録変更届出書に必要事項を記入しスクール会員証と一緒に事務所へ提出してください。

第11条 (退 会)

退会する場合は、事前に退会届出書に必要事項を必ず記入のうえ、退会する月の25日迄にスクール会員証と一緒に事務所へ提出してください。

(例：3月に退会される場合は3月25日までに退会届を出してください。)

第12条 (除 名)

本会則に違反する等、会員としてふさわしくないと認められる者は除名することがある。

第13条 (休 校)

悪天候(台風・積雪等)及びやむを得ない事情によりスクール開催が不可能な場合、中止する事がありますのでご了承ください。

※開催できなかった練習分は後日振替となりますので予めご了承ください。

第14条 (振 替)

- (1) 振替とは練習を欠席する(した)場合、他の曜日・時間で練習を消化する事をいいます。
- (2) 有効期限は欠席をする(した)月を含め1ヵ月です。(前後1ヵ月)
例1：6月に休むことが事前に決まっている場合は5・6・7月中に振替できます。
例2：6月に欠席した場合は6・7月中に振替できます。
- (3) 週1回コースは月1回の欠席分、週2回コースは月2回、週3回コースは月3回の欠席分まで振替することができます。
- (4) 振替練習を希望する場合は、所定の振替申込書に必要事項を記入の上、振替練習を希望する前日までに事務所へ提出してください。
- (5) 進級テストは原則として選択している曜日に受けてください。ただし、事前に欠席

することが決まっている場合は、あらかじめ他の進級テスト日に振替するようにしてください。

- (6) 進級テスト当日に欠席された方は進級テスト期間に振替をしてください。

※進級テスト週間の翌週まで通常練習中に進級テストを受けられます。

第 15 条 (管理責任及び傷害等)

健康については自己管理し、施設の賠償責任に値しない事故・疾患について一切の異議、請求の申立てをしないものとします。

第 16 条 (個人情報の保護)

本スクールでは入会登録者の皆様の個人情報については、安全に管理して適切に管理します。取得した個人情報は、業務目的の範囲を超えての利用は致しません。

日置市 B&G 東市来海洋センター
指定管理者 株式会社日本水泳振興会

付則

改訂

この会則は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。